

東京都市計画公園第4・4・3号中野公園の変更(中野区決定)について

平和の森公園を都市計画公園として再整備していくため、下記のとおり素案をまとめたので報告する。

1. 都市計画素案の内容

東京都市計画公園第4・4・3号中野公園(区公園名称:平和の森公園)を拡張するため、区域と面積を変更する。(別添計画図書のとおり)

2. 今後の予定

平成28年度	7月27日	中野区都市計画審議会へ素案説明
	8月下旬	都市計画案の作成
	9月上旬	都市計画案の公告・縦覧
	10月中旬	中野区都市計画審議会へ諮問・答申
	10月下旬	都市計画決定・告示
平成28・29年度		基本設計・実施設計
平成29・30・31年度		整備工事
平成31年度		開園

3. 参考

平和の森公園再整備基本計画(参考資料1)

東京都市計画公園の変更（中野区決定）（素案）

東京都市計画公園第4・4・3号中野公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
地区公園	第4・4・3号	中野公園	中野区新井 三丁目地内	約7.1ha	防災樹林帯、園路、広場、修景施設、休養施設、運動施設、遊戯施設、便益施設、管理施設、災害応急対策施設

「区域は計画図表示のとおり」

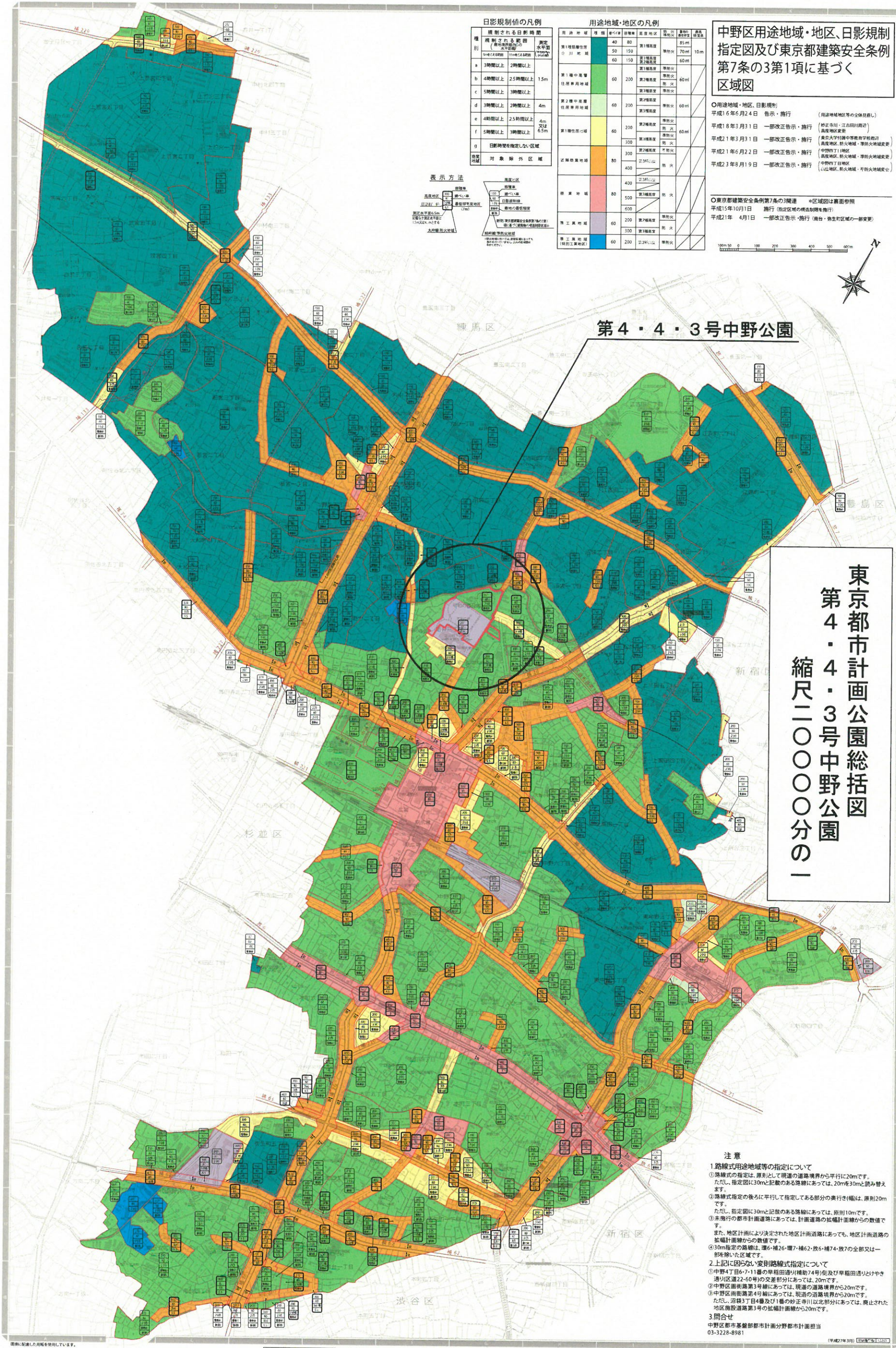
理由 都市計画公園の配置、利用を検討の結果、機能の向上と利用の増進を図るため、上記のとおり公園の変更を行う。

新 旧 对 照 表

種 別	名 称		新 旧	位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名				
地区公園	第4・4・3号	中野公園	新	中野区新井 三丁目地内	約7.1ha	防災樹林帯、園路、広場、修景施設、 休養施設、運動施設、遊戯施設、便益 施設、管理施設、災害応急対策施設
			旧	中野区新井 三丁目地内	約6.5ha	防災樹林帯、運動広場、修景施設、遊 戯施設、管理施設

変更概要

名 称	変 更 事 項
第4・4・3号 中野公園	1. 区域の変更 計画図表示のとおり 2. 面積の変更 約6.5ha → 約7.1ha 3. 備考の変更 新旧対照表記載のとおり



中野区用途地域・地区、日影規制指定図及び東京都建築安全条例第7条の3第1項に基づく区域図

日影規制値の凡例		用途地域・地区の凡例			
種別	規制される範囲(高さ制限)	用途地域	高さ	地区	高さ
a	3時間以上 2時間以上	第1種中高層住居専用地域	40	第1地区	85m
b	4時間以上 2.5時間以上	第1種中高層住居専用地域	50	第2地区	70m
c	5時間以上 3時間以上	第1種中高層住居専用地域	60	第3地区	60m
d	3時間以上 2時間以上	第2種中高層住居専用地域	60	第4地区	60m
e	4時間以上 2.5時間以上	第1種住宅地域	60	第5地区	60m
f	5時間以上 3時間以上	第2種住宅地域	80	第6地区	60m
g	日影時間を指定しない区域	商業地域	60	第7地区	60m
h	対象除外区域	第2種商業地域	60	第8地区	60m
		第3種商業地域	60	第9地区	60m
		第1種工業地域	60	第10地区	60m
		第2種工業地域	60	第11地区	60m

○用途地域・地区、日影規制
 平成16年6月24日 告示・施行
 平成18年3月31日 一部改正告示・施行
 平成21年3月31日 一部改正告示・施行
 平成21年6月22日 一部改正告示・施行
 平成23年8月9日 一部改正告示・施行

○東京都建築安全条例第7条の3第1項に基づく区域図
 平成15年10月31日 施行
 平成21年4月1日 一部改正告示・施行

表示方法
 道路境界線
 境界線
 境界線
 境界線

第4・4・3号中野公園

東京都計画公園総括図
 第4・4・3号中野公園
 縮尺二〇〇〇〇分の一

注意
 1. 路線式用途地域等の指定について
 ① 路線式の指定は、原則として現道の道路境界線から平行に20mです。ただし、指定図に30mと記載のある路線にあっては、20mを30mと読み替えます。
 ② 路線式指定の後に平行して指定してある部分の奥行き(幅)は、原則20mです。ただし、指定図に30mと記載のある路線にあっては、原則10mです。
 ③ 未施行の都市計画道路にあっては、計画道路の幅員計画線からの数値です。また、地区計画により決定された地区計画道路にあっては、地区計画道路の幅員計画線からの数値です。
 ④ 30m指定の路線は、環6・環26・環7・環62・環6・環74・環74の全部又は一部を除いた区域です。
 2. 上記に因らない変則路線式指定について
 ① 中野4丁目6-7-11番の早稲田通り(補助7号)及び早稲田通りとけやき通り(区道22-50号)の交差点にあっては、20mです。
 ② 中野区南面第3号線にあっては、現道の道路境界線から20mです。
 ③ 中野区南面第4号線にあっては、現道の道路境界線から20mです。ただし、沿道3丁目4番及び11番の砂正寺川以北部分にあっては、廃止された地区計画道路第3号の幅員計画線から20mです。
 3. 問合せ
 中野区都市基盤部都市計画分野都市計画担当
 03-3228-8981